

議事日程第5号

令和6年12月6日（金）

第1 議案上程（議案第74号から第92号まで及び報告第12号）

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会設置、付託

第3 議案上程（議案第93号から第105号まで）

提案理由の説明（市長）、議案説明、質疑、常任委員会付託

第4 予算特別委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	5番 吉田洋平	6番 蓬田司
7番 船木正博	8番 佐藤誠	9番 畠山富勝
10番 進藤優子	11番 笹川圭光	12番 太田穰
13番 三浦利通	14番 小野肇	15番 田井博之
16番 小松穂積		

欠席議員（なし）

議会事務局職員出席者

事務局 長	沼田弘史
副事務局 長	濱野美紀子
主 席 主 査	中川祐司
主 事	菅原優美

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
総 務 企 画 部 長	鈴 木 健	地域づくり推進監 兼 防 災 監	八 端 隆 公
市 民 福 祉 部 長	田 村 力	観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	杉 本 一 也
産 業 建 設 部 長	湊 智 志	建 設 技 監	佐 藤 透
企 業 局 長	畠 山 隆 之	企 画 政 策 課 長	高 桑 淳
総 務 課 長	平 塚 敦 子	財 政 課 長	天 野 秀 一
福 祉 課 長	北 嶋 三 世	生 活 環 境 課 長	岩 谷 一 徳
観 光 課 長	木 村 高 志	農 林 水 産 課 長	夏 井 大 助
病 院 事 務 局 長	原 田 徹	会 計 管 理 者	湊 留美子
教 育 総 務 課 長	村 井 千鶴子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂
選 管 事 務 局 長	(総 務 課 長 併 任)	監 査 事 務 局 長	佐 藤 一 明
農 委 事 務 局 長	鎌 田 重 美	企 業 局 管 理 課 長	目 黒 一 人
ガ ス 上 下 水 道 課 長	斉 藤 清 彦		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 5 号をもって進めます。

日程第 1 議案第 74 号から第 92 号まで及び報告第 12 号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第 1、議案第 74 号から第 92 号まで及び報告第 12 号を一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） おはようございます。

それでは、私から、議案第 79 号から議案第 81 号までの 3 議案について御説明申し上げます。

議案書をお開きいただき、14 ページをお願いいたします。

議案第 79 号字の区域の変更についてであります。

本議案は、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を変更するものであります。

変更する字の区域は、男鹿市五里合中石字「東山松原」の一部を男鹿市五里合中石字「城ノ上」とするなど、表に記載している五つの字で、秋田県が施行した五里合地区農地集積加速化基盤整備事業に伴い、同事業の施行区域内の字の区域を変更するものであります。

この五里合地区の基盤整備につきましては、昨年 9 月定例会で既に議決いただいておりますが、その後、事業の施行区域に変更があったことから、変更となった箇所について字の区域を追加で変更するものであります。

この効力は、地方自治法施行令第 179 条の規定により、土地改良法の規定による換地処分公告があった日の翌日から生ずるもので、換地処分公告は、明年 3 月までに行う予定と伺っております。

次に、16ページをお願いいたします。

議案第80号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

本議案は、井川町・潟上市共有財産管理組合が本年度末をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について協議するものであります。

17ページから20ページまでは、規約一部変更の対照表となっておりますが、別表から「井川町・潟上市共有財産管理組合」を削るというものであります。

この規約の一部変更につきましては、知事の許可を受け、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に21ページをお願いいたします。

議案第81号財産の無償譲渡及び無償貸付についてであります。

本議案は、市有財産のうち、旧夕陽温泉WAOの建物及び土地の一部を無償で譲渡し、及び貸し付けるものであります。

まず、無償譲渡する財産であります。旧夕陽温泉WAOの温泉保養施設及び附属建屋など五つの建物、延床面積1,307.4平方メートルのほか、次のページをお願いいたします。その他として、温泉権、附帯設備及び物品であります。

次に、無償貸付する財産であります。土地で、男鹿市野石字大場沢下1番16の一部外全部で8筆で、登記簿面積4万9,278平方メートルのうちの1万1,600平方メートルの山林などで、貸付期間は契約締結日から5年間であります。

次のページをお願いいたします。

無償譲渡及び貸付の相手方は、男鹿市野石字大場沢下1番地17、株式会社男鹿なまはげ魚工房 代表取締役 澤村誉であります。

同社は、夕陽温泉WAOの譲渡に当たって、民間が持つ専門的な経営ノウハウやアイデア等を生かした利活用提案の公募により、昨年12月に譲渡先候補者に決定した東日本電信電話株式会社が筆頭株主となり、先月1日に設立した法人であります。

無償譲渡及び無償貸付とする理由であります。市有財産の有効活用を図るため、陸上養殖事業を展開することにより、産業の振興及び雇用の確保並びに地域の活性化に寄与することが見込まれることから、当該事業を5年間運営することを条件に財産

処分するものであります。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、田村市民福祉部長の説明を求めます。田村市民福祉部長

【市民福祉部長 田村力 登壇】

○市民福祉部長（田村力） おはようございます。

私からは議案第76号及び第82号について補足説明をいたします。

議案書10ページをお願いいたします。

議案第76号男鹿市立保育園等の指定管理者の指定についてであります。

本議案は、現在の男鹿市立保育園等の指定管理期間が令和7年3月をもって満了となることから、新たに4月以降の指定管理者を指定するものであります。

指定管理を行わせる施設は、男鹿市立保育園等、記載の5施設であります。

指定管理者となる団体は、男鹿市船川港船川字片田74番地、社会福祉法人男鹿保育会 理事長 大淵宏道、指定期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間とするものであります。

候補者の選定につきましては、男鹿市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条により、公募によらない候補者として選定したものであります。

公募申請書類と同様の書類を提出いただき、協議を行い、総合的に判断したものでございます。

議案第76号の説明は以上でございます。

次に、議案書24ページをお願いいたします。

議案第82号船越こども園新築工事請負変更契約の締結についてであります。

提案理由ですが、令和5年6月定例会で議決をいただいた船越こども園新築工事請負契約について、資材及び労務単価の急激な上昇に伴い、契約事項にあるインフレスライド条項の規定により、工事請負金額を増額する変更契約を締結するものであります。

件名は、船越こども園新築工事、契約金額は、変更前の18億5,130万円から727万1,000円増額し、18億5,857万1,000円とするものであります。

工事請負契約者は、男鹿市船川港船川字海岸通り 2 号 6 番地 2、沢木組・藤田建設特定建設工事共同企業体、代表者 株式会社沢木組 代表取締役 沢木則明であります。

説明は以上でございます。

よろしく御審議の上、御可決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、杉本観光文化スポーツ部長の説明を求めます。杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） 私からは、観光文化スポーツ部所管施設の指定管理者の指定に係る議案 2 件について、御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書 1 2 ページをお願いいたします。

初めに、議案第 7 7 号男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定についてであります。

本案は、船越の総合観光案内所の指定管理者として、次の団体を指定したいので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

管理を行わせる施設は、男鹿総合観光案内所、指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人男鹿市観光協会 会長 武内信彦であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間としております。

次のページをお願いいたします。

次に、議案第 7 8 号男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定についてであります。

本案は、男鹿温泉郷内にあります五風の指定管理者として、次の団体を指定したいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。

管理を行わせる施設は、男鹿温泉交流会館五風、指定管理者となる団体は、男鹿温泉郷協同組合 理事長 山本貴紀であります。

指定の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 3 年間としております。

なお、両団体の選定に当たっては、公募を行い、指定管理者選定委員会における審

査の結果を踏まえ、今定例会に提案しているものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、村井教育総務課長の説明を求めます。村井教育総務課長

【教育総務課長 村井千鶴子 登壇】

○教育総務課長（村井千鶴子） おはようございます。

私からは、議案第 7 4 号について説明させていただきます。

議案書の 2 ページをお開きください。

議案第 7 4 号男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、男鹿市立小中学校南部共同調理場を、男鹿市立小中学校東部共同調理場に統合することにより、学校給食業務を効率的に運営するため、本条例の一部を改正するものです。

次のページの 3 ページを御覧ください。

改正条文です。改正後と改正前の新旧対照表となっており、太枠で示した部分が改正箇所となっております。

男鹿市立小中学校南部共同調理場を東部共同調理場に統合することに伴い、同条例中、調理場の名称及び位置を定めた第 2 条を改正するもので、「男鹿市立小中学校南部共同調理場」を削除するものです。

施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日です。

以上で教育委員会の議案の説明を終わらせていただきます。

御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） 次に、畠山企業局長の説明を求めます。畠山企業局長

【企業局長 畠山隆之 登壇】

○企業局長（畠山隆之） おはようございます。

私からは、議案第 7 5 号について御説明をさせていただきます。

議案書の 4 ページをお開き願います。

男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例についてです。

本議案は、水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件を改めるため、本条例の一部を改正するものです。

次のページをお願いいたします。

改正条文です。改正後と改正前の新旧対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所です。

改正内容は、企業局職員のうちから選任する「布設工事監督者」及び「水道技術管理者」の資格要件に係る条文を改めるものです。

第3条は布設工事監督者の資格要件です。

改正後の第1号の条文は、大学卒業者に係るもので、現行の専攻学科による区分を廃止するとともに、現行の第1号及び第2号に定める実務経験年数を1年6か月へと短縮するものです。

第2号は、大学の分類に機械工学科などを加えるものです。

第3号及び第4号は「短期大学等」の卒業者に係る条文です。

第3号は現行の土木科などの修了者の実務経験年数の期間を2分の1に短縮するほか、文言を整理するもので、第4号は本分類に機械科などを加えるものです。

第5号及び次のページにかけての第6号は「高等学校等」の卒業者に係る条文で、短期大学等と同様に、実務経験年数を現行から2分の1の期間に短縮するほか、機械科などを加えるものです。

第7号から第10号までにつきましても、それぞれ現行の実務経験年数から記載の期間へと短縮を図るほか、文言の整理を行うものです。

第11号の条文は、資格取得に係る対象者要件を追加するものです。

議案書7ページの第4条は水道技術管理者の資格要件です。

改正前の第1号では、「布設工事監督者の資格取得と同時に、水道技術管理者の資格も有する」と定められていましたが、この部分が削られ、新たに、大学から高等学校などの各分類に「土木工学等の課程」が追加され、布設工事監督者と同様の実務経験年数が定められることになります。

改正後の第2号から、次のページにかけての第4号につきましても、それぞれ実務経験年数を現行から2分の1の期間へと短縮するものです。

第５号は条文の改正に伴い文言等を整理するものです。

第７号及び第８号は資格取得に係る対象者要件を追加するものです。

議案書９ページは附則で、施行期日は、令和７年４月１日からです。

以上で、議案第７５号の説明を終わらせていただきますが、御可決賜りますよう、
よろしくお願いいたします。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。１番吉田清孝議員の発言を許します。１番吉田議員

○１番（吉田清孝議員） 議案第８１号について、若干お尋ねいたします。

去年の、東日本云々と今、説明がございましたけれども、この１年間の中でいろいろ検討された中でこういう形で提案されたのかなという感じを持つわけでありすけれども、中身についてもう少しですね、この男鹿なまはげ魚工房なるものが設立された。筆頭株主が東日本云々というような、資本金とかそういう中身がどうなっているのかなと。無償譲渡と５年間の無償貸付けという内容でありますけれども、およそこの提案理由にあります雇用の確保、産業の振興という中で、どういう事業計画が見込まれておられるのか、そのあたりですね、もう少し内容をお知らせしていただきたいというふうに思います。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） お答えいたします。

まず、資本金、出資額、事業者それぞれの出資額については、ここでの答弁は控えさせていただきますというふうに思っております。

そして、ここの男鹿なまはげ魚工房を譲渡先とした件につきましては、まず去年の公募に当たってはＮＴＴ東日本、ここを譲渡先候補者として選定しておりましたが、この時点で既にこういった特別目的会社の設立をして運営するということは計画どおりでありました。この中では、市内事業者がこの目的会社の座組みに入る予定としているということを我々も高く評価しております。その後、ＮＴＴ東日本のほうから新たな事業者が選定、まあ男鹿なまはげ魚工房ですけれども、１１月１日設立されたとして、同日付で譲渡先候補者の変更届、これが市のほうに提出されております。質問の中にもありましたけれども、新たなＳＰＣはＮＴＴ東日本を中核とする８事業者で構

成されておりますけれども、このうち市内の水産事業者が3者入っているという、非常に地域経済の活性化に向けて理想的な枠組みといたしますか、構成になっているという状況です。そうしたことから変更を承認したというふうになっております。

事業計画につきましては、この後ですけれども、設計に入りまして、実際の工事は2026年3月からの工事を予定しております。その後、魚の種苗を放流して生産体制に入ると。当初は生産量2トンの試験的な取組であります。第2ステージに入った際には100トンを目指すというような計画になっております。何とか第2ステージに進めるよう、市としても全力でバックアップをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。1番吉田清孝議員

○1番（吉田清孝議員） 今ざっくりと説明いただきましたけれども、去年からNTT東日本云々で、去年、今年、そして来年も1年、何もかからないというかね、工事は8年の3月からという説明でありましたけれども、それを今提案したというのがどういことなのかなと。来年1年も何もなく、工事にもかからない、まずね。そういう中で、会社としては、じゃあこれ決まった時点で、どういう準備をして、どういうふうな体制でいくのかなと。今提案した時期が適切なのかなと。それで、何でもそうですけども、融資するにしても何するにしても、事業計画が3年なのか5年を求めるのかちょっとあれですけども、資本金も明らかにしないとかね、まずそういう部分。

それから、譲渡した場合でも、建物の譲渡の場合ね、例えば固定資産税も5年なら5年減免するのかなとか、そのあたりの契約内容といたしますかね、譲渡に当たっての条件といたしますかね、そのあたりをどうするのかなと。そして、5年後に、将来的に何となく建物がどうなるのかなとかいろんなね、順調にいけばこう、非常にこう、順調にいくかどうかというのは非常に分からない部分で、建物は譲渡して、それが、最悪の場合、廃屋になったとか、まずね、それはNTTがついてるからそこまではいかないだろうという考え方なのか、そういうその5年間の契約内容についての5年後をどういうふうに想定したこの譲渡と貸付けにその契約を考えておられるのかですね、そのあたりもうちょっと、投資額、それから再来年3月から工事にかかる部分だとか、もう少しね、具体化しているのではないかなという意味でお聞きしてお

りますけれども、そのあたりをお聞かせ願いたいというふうに思います。全体的なその、どこどこ資本金幾ら、筆頭株主が幾ら、筆頭が幾らとかって言わなくてもいいですけども、資本金なる会社が何ぼの資本金でこの事業、ここを立ち上げようとしているのかぐらいはお示ししていただきたいなと思います。

○議長（小松穂積） 杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） お答えいたします。

そうすると、この後のスケジュールからもう少し説明させていただきますが、まず、令和7年中でありますけれども、この後、基本設計及び実施設計を予定しております。それで、実際に工事にかかるのは令和8年3月を予定していると。その後、養殖魚の生育を開始しまして、令和9年から出荷を始めるというふうなスケジュールを計画しております。

それから、資本金の関係ですけれども、事業会社全部で8社ありますけれども、資本金の合計額が1億5,200万円となっております。

それと、固定資産税の件ございましたけれども、市の支援として、この後、商工業振興促進条例で支援をしたいというふうに思っております。議員おっしゃるとおり5年間の固定資産税の課税免除を含めて支援するという予定になっています。

あとそれから、施設整備費補助金、こちらのほうでの支援も予定しております。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。1番吉田清孝議員

○1番（吉田清孝議員） そうしますと、例えば7年の基本設計なり実施設計をやると、この工房、会社というのは、どの程度の事業計画というか、当初投資っていいですかね、基本設計、実施設計が定まらないと決まらないというふうな形なんでしょうか。この議会に対して、およそパック御飯工場は三十何億円だとか、そういうあれあるじゃないですか。この魚工房なるものが、資本金1億5,200万円の中で、この体制を整えるために、基本設計、7年か、来年実施設計なる中で、およそ投資額というのが5億円なのか何億円なのかちょっと分からないですけども、そのあたりは把握しておらないというふうに理解していいんですか。

○議長（小松穂積） 杉本観光文化スポーツ部長

【観光文化スポーツ部長 杉本一也 登壇】

○観光文化スポーツ部長（杉本一也） お答えいたします。

今の時点の予定での投資額で１億６，０００万円になっております。

○議長（小松穂積） １番吉田清孝議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。１４番小野肇議員の発言を許します。１４番小野議員

○１４番（小野肇議員） おはようございます。

私のほうから議案第７５号の水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。この機会がないと質問できないのでお願いします。

まず、この条例の改正については、技術者の不足というようなことが背景にあると思います。その中で、布設工事監督者については、これはもう歓迎するべき、要件が非常にハードルが下がったということで、今後、職員の方々が、下水道も含めて、建設課の方々も含めて、この監督者になれるということで非常に歓迎するべきことだと思いますけども、この技術管理者に関して質問させていただきたいんですけども、前までは１０年間の経験があつて、その要資格者という資格を得るというような感じでございましたけども、今回これが半分の５年になったということで、水道技術管理者というのは水道の施設の管理だけでなく、衛生と水質の管理も責任者として市長が任命して全体を見る管理者ということで私は認識しておりますけども、それで、今年から厚生労働省から国土交通省と環境省に所管が移ったということで、工事のほうは国土交通省、衛生・水質に関しては環境省で見ているというところで、その比重といいますか、重みが二つに分かれたというところで、国土交通省の部分に関してはいいんですけども、環境省の水質と衛生のところに関して、この５年に縮まったことによって水質の安全の担保がしっかりできるのか、企業局の中でできるのかというのが一つ疑問に思っております。現在、環境の変化でＰＦＯＳとかＰＦＯＲとか、あと農薬の関係で、いろいろ水質に関して住民の方々もこのことに関しては非常に興味を持っておられますので、この緩和されたということによって、その水質に対して、まあ軽く考えていると言えぱちょっと語弊があると思いますけども、その辺のことについて企業局としてどういう御認識でいらっしゃるか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。畠山企業局長

【企業局長 畠山隆之 登壇】

○企業局長（畠山隆之） そうすれば、小野議員の御質問にお答えいたします。

水道技術管理者の資格要件が短縮されても水質の面では担保できるのかということですけれども、今現在、水道技術管理者については、各水道事業体が、まず大体1名配置するという形で、これは辞令という形で職階が一番上の者、あるいは水道の技術に一番長く携わっている者を中心に選んでおります。そういった意味では、今の水道技術管理者の資格要件を持っている者、いずれ5人いるわけですが、こちらのほうはしっかり対応できていると思います。

また、水質のほうもですね、担保できているのかということですけれども、こちらのほうは水質基準項目51項目ありますけれども、それに従いまして検査をしておりますので、31項目の健康管理関連ですか、そういったものに異常があれば直ちに止めることになりますし、残りの20項目について異常がある場合であれば、そちらのほうはちゃんとした基準になるようにしかるべき措置を取ることでの対応をしておりますので、実務経験年数が短くなったとしても、その辺は十分担保していけるものだというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。

○14番（小野肇議員） 終わります。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 14番小野肇議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第74号から第82号までについては、御配付しております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16人で構成する予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、予算に関する件を審査、調査することを特定事件とし、委員会条例第6条の規定に基づき、議員16名で構成する予算特別委員会を設置することに決しました。

さらにお諮りいたします。議案第83号から第92号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第83号から第92号までについては、予算特別委員会に付託することに決しました。

日程第3 議案第93号から第105号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第3、議案第93号から第105号までを一括して議題いたします。

職員に議案を朗読させます。

【職員朗読】

議案第 93号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 94号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 95号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 96号 男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 97号 令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について

議案第 98号 令和6年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第 99号 令和6年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第2号）について

議案第100号 令和6年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第 1 0 1 号 令和 6 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 0 2 号 令和 6 年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 0 3 号 令和 6 年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第 3 号）について

議案第 1 0 4 号 令和 6 年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第 2 号）について

議案第 1 0 5 号 令和 6 年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第 3 号）について

○議長（小松穂積） 提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） ただいま議題となりました、議案第 9 3 号から議案第 1 0 5 号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

まず、条例案であります。議案第 9 3 号は、秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、各条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 4 号は、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 5 号は、議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 9 6 号は、一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、予算案であります。議案第 9 7 号の一般会計補正予算は、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したもので、歳入歳出それぞれ 9, 9 7 0 万円を追加し、補正後の予算総額を 1 8 4 億 9, 6 7 0 万円とするものであります。

議案第 9 8 号から議案第 1 0 5 号までの各特別会計及び各事業会計の補正予算は、一般会計補正予算と同様に、給与改定及び職員の異動調整による人件費などを措置したものであります。

以上、提案理由について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、議案の説明を求めます。

鈴木総務企画部長の説明を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） それでは、私から、追加提案いたしました議案について御説明申し上げます。

追加議案書をお開きいただき、こちらの２ページをお願いいたします。

○議長（小松穂積） 暫時休憩いたします。

午前１０時４５分 休 憩

午前１０時４６分 再 開

○議長（小松穂積） 再開いたします。

では、鈴木総務企画部長、お願いします。

○総務企画部長（鈴木健） そうしますと、追加議案書の２ページをお願いいたします。

議案第９３号男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に準じて、職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定するため、各条例の一部を改正するものであります。

次のページ、３ページをお願いいたします。

第１条及び第２条は、男鹿市一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。

改正後と改正前の対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所であります。

県内民間におけるボーナスの支給割合に合わせ、第１５条第２項で一般職の期末手当の支給割合を０．１０月分、第３項で再任用職員の支給割合を０．０２５月分、第１６条第２項第１号では一般職の勤勉手当の支給割合を０．０５月分、第２号で再任用職員の支給割合を０．０２５月分それぞれ引き上げるものであります。

次のページ、４ページをお願いいたします。

４ページから２７ページまでは給料表であります。月例給について、公民格差１

万 8 0 4 円、 2 . 9 5 パーセントを解消するため、若年層に重点を置いて水準を引き上げるものであります。

次に、 2 9 ページをお願いいたします。

第 3 条であります。男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

任期付職員は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的業務に従事する職員について、任期を定めて採用する職員であります。その給料を定めております第 4 条第 1 項の表を記載のとおり改定するものであります。

施行期日は、一部の規定を除き公布の日であります。月例給の改正は、本年 4 月 1 日に、期末勤勉手当の改正は、本年 1 2 月 1 日に遡及し、適用するものであります。

次に、 3 1 ページをお願いいたします。

議案第 9 4 号男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。一般職の職員の給与改定を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、 3 2 ページをお願いいたします。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を 0 . 1 5 月分引き上げるもので、施行期日は一部の規定を除き公布の日であります。

次に、 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 9 5 号男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

提案理由であります。議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、 3 5 ページをお願いいたします。

改正内容は、期末手当の年間支給割合を 0 . 1 5 月分引き上げるもので、施行期日は一部の規定を除き公布の日であります。

次に、 3 7 ページをお願いいたします。

議案第 9 6 号男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改

正する条例についてであります。

提案理由でございますが、一般職の職員の給与改定に準じて会計年度任用職員の給料月額を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次のページ、３８ページをお願いいたします。

３８ページから４３ページまでは給料表であります。一般職の給料表に準じて給料月額を改正するもので、施行期日は公布の日で、本年４月１日に遡及し、適用するものであります。

私からの説明は以上であります。御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。１３番三浦利通議員の発言を許します。１３番三浦議員

○１３番（三浦利通議員） 例年この時期には人事院勧告に基づく職員関係の給与の改定がなされるわけですが、御案内のように、最近、国の方針は働き方改革という名の下に、労働者の賃金をアップしなければいけないというような、相当強く、特に国の政府関係者も早い時期から民間の大企業の皆様にも相当強く要請して、まあ大企業というのは最近相当もうかっている企業が多いみたいで、それに反応して大幅な賃金アップをしているという状況ですが、たまたま昨年はこの種の議論の中で、我々議員のこの部分をどうするのかという議論の中では、昨年はああいう自然災害もあったし、経済的な面では市民の方々も相当苦労なさっているということで、自分たちのアップ分については据え置くという考え方をさせてもらいましたが、付け加えて、国際的に見ても日本の給料水準、賃金等については、先進国の中では相当下がっていると、それが日本国全体が経済も活性化がなされない原因の一つだというような言われ方もしております。ただし、中身的に見れば、かつてと違った右肩上がりの経済で進んでいた時代には正規雇用というのは普通でありましたけれども、最近是非正規雇用というようなことで、なかなかそういう方々については給料、経済的な面では難儀を強いられている、そういう国の姿がはっきりしてきました。私が今、この後議論させてもらいたいことは、人事院勧告とは基本的に民間準拠、要するに今言ったようなことで民間が相当やっぱり給料アップというようなそういう状況の中で、公務員についても今回このような内容でアップをするという、それはそれで民間の様々なデータ

を基にしてこういうアップ率というか、アップの金額等が示されて、適正な考え方を反映しているというようなことがあろうかと思いますが、ただし、今回のこの民間の根拠、基準というのは、秋田県全体の民間のそういう数字、平均的な数字を反映しているものだと。男鹿市の今の民間のそういう経済的な給料関係のレベルについては、今朝、総務課長とちょっとやり取りした中では、なかなか正確につかむことができないというようなことが、まあそれはそうだろうなと思いましたけれども。御案内のように市内の民間の経営をなさっている、商売なさっている、あるいは会社経営をしている方々というのは、総じて中小企業的なそういう経営でやってる形が多いと思いますけれども、恐らく想像するのは、なかなかコロナは落ち着いたとは言いつつも、総じてやっぱりいろんな諸材料費、人件費、運賃等々、燃料費もかかり増しで、かつてと比べれば相当かかり増ししているという中で、総じて経営的な面では難儀を強いられている。決していい状態ではないのかなというような考え方は私自身持っておりますけれども、そういった面では、この民間準拠という観点をどういうふうにして市当局、具体的にはやっぱり民間の市内で、今言ったような様々な商売をなさっている、会社経営をなさっている方々の状況をきっちり把握しながら、可能な限り市でできるような様々な指導をしたり支援をしていくと、そういう考え方、手法をやっぱり今強く持つ必要があるんじゃないかなと。ここ何日か一般質問の中でも市長を先頭にして大きな会社関係とかホテルの誘致とか、そういう動きは、かつてと比べれば積極的な具体が見えておりますけれども、それにしてもまだまだそういう効果というのは、この後、一定の時間がかかるのではないかな、要するのではないかなという気もしておりますので、何とか経済的な面でやっぱり県内においてもよその、せめて市と同等ぐらいのレベルで、やっぱりそういうものを目標にしてやっていくというそういう考え方、具体施策というのは、必要なんではないかなという気もしております。その辺の捉え方、具体な施策推進等について、考え方の整理をお聞かせください。

もう一つは、今、皆さん、当局の方々一番承知している中で、コロナ、それからコロナがある程度落ち着いた状況においても、国は結構大企業等を中心にして経営状態もいっていいことで、税収が結構、過去に比べればここ二、三年、最もいいような税収、膨らんできてる。イコール、地方の交付税等の収入も、相当ある意味では想定以上に入ってきている。それはすごくありがたいことで、そういった観点で、市の予

算規模も先ほどあったような等々、相当膨らんでおります。膨らんでおる中で人件費の割合というのは、当然やっぱり分母が大きくなれば比較的數字も少なく、特に率等も下がってくる、見えるわけですがけれども、今回の国の補正予算でも13兆円のうち6兆円だか国債発行して、要するに借金頼りの経済対策等を中心にしてやっているということですから、いずれ国レベルの財政に関わる方々の考え方というのは、もう一定の時期では相当引き締めなければ、国の経済というか、国全体の財政がもたないというようなことの危機感を大分ここへ来て発声している方々も多い中で、そういうふうなことが出てきまして、近い将来、男鹿市の財政も今と比較すると相当狭まるということが予想される中では、市長、副市長、それから財政に関わる方々が、やっぱり人件費をどういうレベルでもっていくのか。片方では、最近時々言われることは、これ以上職員の定数というのは、もう容易に下げられない。従来と比較しても人的な部分の行政サービスというのは全然もうパイが狭まっておらない。人口減少の中でも人的な行政サービスが一定量もう求められているし、あるいはまた、複雑怪奇な行政サービスの展開をせざるを得ないというようなこと等々が叫ばれている中では、やっぱり考えられるのは、人件費というのは、そう簡単には下げることは不可能というようなことが想定される。そうだとすれば、今現在とられている課の在り方とか班の持ち方とか、それから市長がよく言われるのは、やっぱりそれぞれの職員がオール男鹿で、要するに自分の範囲、責任だけでなく、ある意味では周りの様々な行政サービス、事務作業もそれに参加したり何だり、そういうふうな部分でやっぱりこれからは相当強く意識をしながらやっていくとすれば、今の様々な体制についても、一度検証しなければいけない時期に来ているんでないか。ベストと捉えるか、ベターなのか、それがこの後もそういう今の体制でやっていくことが、もう絶対大丈夫だと、ベストなんだということは言えない状況も強くなるんでないかなと。だからそういった観点では、この機会にやっぱり市の職員体制、行政サービスの展開上、課の在り方とか班の体制とかを検証しながら、やっぱり改善の余地があるところは改善していくというそういう手法もやっぱり必要なんでないかなという気がしますがけれども、その辺の考え方の整理についてもこの機会にお聞かせください。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

まず、今回の給与改定、それに伴う補正予算、これは非常に大きな改定幅ということになっております。議員から御指摘ありましたとおり、民間の給与水準といっても県での給与の調査に基づいております。男鹿市の企業も中に入ってはおりますけども、ただ、市内の多くを占める企業においては、非常に厳しい状況が続いているというふうな認識は当局でも持っております。この企業、それから農業の現状などもございますし、様々な事業者もございますけれども、こちらの状況については理解はしているところでございますけれども、ただ最近、公務員においてもなかなか有為な人材の確保が難しいと。これは男鹿市だけではなく、県・国においても同じような状況でございます。ですので、今回まず若年層に重点を置いた改定というふうになってございます。ですので、これについては必要なものというふうに認識しておりますし、公務員、市役所のほうで賃金を引き上げて、これが民間のほうにも波及すると、そうした狙いもございますので、これについては必要と思います。ただ、私どもも職員に対して事あるごとに伝えておりますけれども、給与を、人勧に伴って、これは当然に上がるんだというようなそういった意識ではなくて、これでなお一層業務に尽力してほしいと。そして、これは男鹿市民が豊かな生活を送るために業務を行うのが我々市の職員の務めですので、より一層努めてほしいというふうには伝えております。

まず、この後の市の施策の推進についての考え方ですけれども、これ様々一般質問等でも答弁しておりますけれども、まずは市では新年度に向けて五つの重点項目に沿って市内経済の活性化、それから重要港湾船川港を核とした産業振興などに努めることとしておりますし、この後ですね、予算編成、今行っておりますので、こちらを3月議会に向けて、いい形の予算をお示ししていければなというふうに思っております。

また、人件費の水準でございますけれども、これはこの後、人口減少、国全体でも人口が減ってまいりますし、そうすると交付税、今、市では税収よりも非常に大きい額の地方交付税に頼っている状況であります。こちらが人口減少に伴いまして減っていくと、将来的には少なくなる、財政規模が縮小するという懸念もございますが、まずはしっかりと市内経済を活性化させて、市全体で税収も含め、稼げる体制にもっていくというのが基本的に考えているところでございます。そうした中で、この後、組織について人口が減ってきますが、なかなか業務自体は縮小、難しいというのが現状

でありますけれども、まず不断の事務の見直しなどを行いながら、少ない人数でさらに行政サービスを充実させるように、今後組織体制なども含めて検討が必要な時期になってくるかというふうに思います。今すぐにとというのはなかなか難しいというところではございますけれども、これについては継続的に庁内でも議論しながら、また、議会の皆様とも協議しながら、よりよい事務の推進体制を検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。 13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） 市長、関連してお尋ねしますけれども、男鹿市はどうしてもやっぱり人口減少、で、働く若い人たちが少ないと。イコール全体の市の生産額、平均市民所得なんかも、なかなか上のほうにいかないという、そういうやっぱり構造的な問題というか課題があろうかと思っておりますけれども、一定の部分でこの後、議会でも調査特別委員会やったりして議論しておりますけれども、やっぱり一定の人口を確保する。それから、ここ何日か議論してあったように新たな職場が増えるというようなことで、若い人たちの職場、地元に入ってくる、残る方々も増えていく、そういう面では明るい状況が見えておりますけれども、市として具体的な市全体の生産額、イコール市民所得の目標的なもの、きちっとやっぱり持つべきでないかと思う。幸い、先日もあったように、基幹産業の、まあ観光もコロナが落ち着いて大分戻してきました。しかしながら、観光に携わる方々の所得というのは決して高くない。で、農家所得も、幸い今年は米があのとおり昨年対比では、もう5割、6割ぐらいの価格上昇というような、やっぱり米中心でやっている農家については比較的いい年であった。ところが、生産についても相当難儀を強いられているということで、なかなか漁師の皆さんの所得というのは決していい状態ではないというようなことで、そういう基幹産業なり地元の様々な企業がどうすればこういう目標を達成できるのか、先ほどとも同じような内容になりますけれども、やっぱりそういった数値的な目標というのは、しっかりと市としても持つし、市民もそういうものを共有しながら今まで以上に努力するという、そういうことが必要になってくるんでないか。併せて言いますと、男鹿市の市民所得というのはここ10年間、前にもこういう場で私も議論させてもらいましたが、恐らく直近の金額では年間1人当たり230万円いくかいけないか。県内13市の中でも下から2番目ぐらいという、その順位というのは残念ながら変わらな

いんでないかと。やっぱりこういう部分をきっちりと目標を持ってその達成のために様々な課題を克服して市民の方々からも一層努力してもらおうという、共有した目標に向かって進んでいくという考え方が、恐らく強く打ち出してもいいんでないかなという気はしますが、市長、その辺の考え方の整理お聞かせください。

○議長（小松穂積） 菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長（菅原広二） 非常に本質的な意見をお聞きし、また、非常に考えさせられています。

私の尊敬する稲盛和夫さんは、社員に物心両面の幸せを提供すると。物のほうがまず最初だわけですよ。そのことをね、まずきちっと議員が言われたように、その目標を持ってやっていると、そのことがちょっと足りなかったかなということを反省しています。私が得意なのは、もうかる農業、もうかる漁業、もうかる観光と言いながら、じゃあ具体的に1人当たり幾らなんだと、そういう数値を出してなかったことも反省していますし、役人はいろんな施策をつくるのがうまい。けども、それに対する効果がどうなんだということの検証がやっぱりちょっと足りなかったのかなと。もっと一生懸命商品を売りにいくと、観光という商品、農業という商品を売りにいくと。それから、その成果を検証していくと、そのことが大事なのかなということを考えさせられました。

若者が少ないと、そのことは言い訳ではないですけども、やっぱり今まで誘致企業のことが、感覚的な話ですけども、私は足りなかったのかなと。今までやっぱり日本鉱業さんという巨大な企業が来て、企業城下町、それから学校もできるぐらい大きかった。観光については、県の企業局が道路を造ってくれて、人がいっぱい来てくれたと、そういう自らやっていると。そしてまた、誘致企業があって、長男だけでもね、せめて地元の企業に、地元のその誘致企業に就職しながら農家をやって、そして地域を守っていくと、そういうスタンスが足りなかったのかなということを思っています。ようやくそういう可能性がね、非常に出てきたんだなということを思っていますので、もうちょっと長い目で、昨日もおとといも指摘されましたけども、若者たちをもうちょっと呼び込んでいく、そういうアナウンスも少なかったのかなという反省もしていますので、そのこともやっていきたいと思っています。

私も民間から来たので、市役所の職員の人件費については、正直なところいかななものかなという疑問を持っていますけども、10年前ぐらいに前の市長とも話したことがありますけども、民間の企業をアップしろと、給与アップしろと政府が言うのはいかななものかなという話をしましたけども、今はそういう時代で、やっぱりいいところが地域を引っ張っていくと。男鹿の場合は、やっぱり市役所の職員が給与アップを引っ張って、そしてその分の仕事をしていくというスタンスが基本だと思います。じゃあ具体的にやってないんじゃないかなって言われることがあるかもしれないですけども、もっともっとやっぱりフィロソフィーを学んでね、意識改革をしてやっていかなきゃ駄目だと。さっき議員もおっしゃってくれたように、やっぱりフラットな組織で、自分たちがいろいろな組織に関心を持つと。税務課の職員はいい税を売って、いい税を払ってもらっただけじゃなくて、やっぱりうちの観光はいいですよと、観光のPRすることとか、観光の人方は農業について、男鹿の米おいしいんですよと、そういうPRをしていくとかね、一人一人が経営者の立場で全庁的なことをやっていくと。

それから、根本的には、やっぱりやらせられて仕事するんじゃないで、自らやっていくと。自然性の気風というか、そのことが2倍、3倍と稼げていくと、そういうことだと思っています。何とかそのことで、もう一度リセットして、もう一度やっていきたいと思っていますから、もうちょっと長い目で見てもらいたい。

それから、今これから、リセットって言いましたけども、私は常にそれはコストダウン、果てしなきコストダウンと。じゃあいつまでやるんだと。それこそ果てしなく、死ぬまでコストダウンをしていくと。それから、人間的にも成長していくように、生涯高い目標を持ってやっていくと、そのことを市職員にも訴えていきたいなと思っています。常にゴーイング・コンサーンだと、そういう気持ちで取り組んでいきたいと思っています。何とかまたいい御指導をひとつ賜りますようお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。13番三浦利通議員

○13番（三浦利通議員） あとやめますけれども、市長、反論ではございませんけれども、市長がふだん市民に向かって、昨日おとといもあいさつ運動、それから今もおっしゃいましたフィロソフィーについては、相当市民の間に浸透したと思います。あとは物の面で具体的な成果が上がるような、そういう今まで以上の御努力を、まあ

市長だけでなく市の職員の皆さんも頑張っていたければ。

で、我々も農業法人にいて感じるのは、最近変わったことは、大きな変化が出てきているのは、日本の大手の商社とか食品会社がどんどんどんどんこういう生産現場に出向いてきて、いろんな仕掛けをしております。何を意味するかというのは、かつてと違って日本は工業製品で稼いで農産物は外国から輸入すればいいという時代が終わったという意味を現している象徴なのかなという気がします。何を言いたいかって言えば、要は我々含めて男鹿の基幹産業、水産物とか農業に携わっている方々も、何とかやっぱり生産したそのままの形で物を輸送して販売するのではなくて、地元で付加価値をつけて、そのことによって流通経費も安く済むし、比較的安い労働力で競争に勝ち抜くことができるっていう、そういうメリットもあるのかなというような気がしておりますので、まず何とか市長も先頭になってその辺を改革していただくことを期待して終わります。あと御答弁要りません。

○議長（小松穂積） 13番三浦利通議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。4番安田健次郎議員の発言を許します。4番安田議員

○4番（安田健次郎議員） 前任の質問者に同感的な意味を込めてね、ちょっと質問させていただきます。やめようかなと思ったんだけども。

一つはね、今、議案提案されたんだけども、再任用職員の給料表を見たら、やっぱり級号給あるんだけども、低いんですよ、一般の職員とは。多分優秀な職員で、市政にとっては非常に有望だとかね、頼りになるという意味で採用されていると思うんだけども、それが現実には、例えば管理職の方々と比べてみてね、給与が低いんじゃないかなと思って、ちょっと質問したいなというふうに思ったんです。そこら辺の改善は必要じゃないかということが、まず根底にあります。

もう一つはね、この間も一般質問で、私まあ副市長のことはいつも尊敬してるんだけどもね、いつも3回目の質問終わる時間切れのとき、副市長が答えるんだけどもさ、いわゆる職員のね、ちょっと今ど忘れしてね、150人ぐらいのいわゆる臨時の職員いるよね。これがね、副市長は、将来にわたっていろんな変化もあるだろうし、どう市政が転換していくか、変わるかっていう、いろんな要素があるやに備えるための対応だというふうに、私はそういう答え方に受け止めたんだけどもね、それはそれでね、例えば超小規模の市になったり、極端にだよ、なったりすれば別んだけども

さ、現状の段階ではね、今400人いる規模の中でね、半分に近い数が臨時で扱われているのね、臨時的というかね、これはやっぱり一般企業ではあり得ないことなんですよ。市長いつもね、民間企業はこうだ、民間企業はこういう形で私も体験してきたという答弁なされています。だとすればね、建設業者も含めてね、いろんな企業あるわけだけでも、半分に近い臨時職員を採用している企業っていうのは、ほとんどないんじゃないかなと私は思うんです。臨時とは言いません、この間質問した会計年度任用職員ね。だからそういう点ではね、やっぱりもう少し格差のない、もう一つはジェンダー平等はあり得ないって言ったね。実際は女性の職員の給与というのは断トツ低いんですね。職種によって違うんだけど、採用の仕方もあるわけだけど。しかし、全体的にトータルで見ると、男性職員と女性職員のジェンダーの立場から見るとね、やっぱり低いというふうに私は思うんです。いろいろ違いはありますよ、一概に言われないところあるんだけど、全体的な話です。だからそういう観点から見てもね、やっぱりもう少しこの職員の待遇というのはね、私は引き上げるべきでないかと。やっぱりシンクタンクでしょう、男鹿市の。市長がどうであれ、ほかの方がどうであれ、職員の英知や知恵っていうのはね、これに勝るものはないと思うんですね。だから、どっかの市長だけでもね、私は職員からいろんな意見を借りて政策をやっているという市長が結構いたんだけど、何人か聞いています。

それからもう一つはね、財政の面でもね、佐久市かな、まあ20年も前の話だけでもさ、福祉施設とかね、公務というか民間じゃない、今度井川町変わるんだけど、民間でなく市役所そのものでね、市そのものでいろんなことをやっていけば、身分が保証された職員が多くなることによって地域の経済が回るという立場をとっている市長がいたんですよ。なるほどなど。昨日、兵庫県の明石市の市長の話も出たけど、あの市長もそうですよね。建設業者から随分怒られた。だけれども、今はいいっていう言い方してるんだけど、その間、子育てなり人口増のために福祉と子育て支援をうんとやって、土木工事を減らしたと。随分怒られながらもやったんだけど、今はいいよって言った。それなぜかというね、佐久市も明石市も、身分がちゃんと保障されて生活が豊かであればね、地域経済は回るっていう原理なんですね。これ経済学者に言わせてもそうらしいんですけど、私それを応用している例を言ったんだけどね、そういう点でいけばね、確かにいろんなことは予想される。それは財政難になる

かもしれないし。でも、それらも克服していくという上では、市民の努力だけじゃなくてね、市のシンクタンクによる職員の方々の英知を総結集するというのがね、私は非常に大事だと思ってね、この間、質問してるんです。そういう点でね、この点について提案されている議案の中にある会計年度任用職員の待遇、それを含めてこの間一般質問で言った職員の待遇改善、まあ三浦議員にちゃんと答えたようですけども、私からもこの点について市長の見解を伺っておきたいと思います。

○議長（小松穂積） 答弁を求めます。鈴木総務企画部長

【総務企画部長 鈴木健 登壇】

○総務企画部長（鈴木健） お答えします。

まず再任用職員の給料が低いっていう、そういう・・・

○4番（安田健次郎議員） 低いんじゃないかっていうの。

○総務企画部長（鈴木健） それで、再任用職員というのは一般職の職員が定年を迎えて、それで年金支給するまでの接続という意味で再任用する、そういった職員でございまして、これについては業務の内容など様々勘案しまして、また、勤務時間なども、市ではフルタイムの再任用職員もありますけれども、一般的には短時間勤務ということで給与設定となっております。これについては、まず基本的には他市などと比べても同水準でありますし、こちらは適正な水準であるというふうに認識しております。

で、会計年度任用職員の人数のお話もございました。市では、通常、通年といえますか、会計年度任用職員147名の職員がおります。様々な職種がありまして、専門的な業務、相談員等になっている方もおりますし、一般事務員ということで、昔で言う事務補助職員だったんですけれども、そうした補助的という言葉はあまり使わないんですけれども、正職員をある程度補佐するようなそういった職種、業務に当たっている職員なども多くおります。それで、一般質問でも同一労働、同一賃金という話は議員からされておりますけれども、市では、あくまで業務の内容、それから業務の量、そういったものを勘案しながら労働時間、それから賃金などを設定しております。で、ちなみに申し上げますと、会計年度任用職員の表と一般職の職員の表については、範囲は想定する号級が違いますので限定されておりますけれども、例えば一番低い1級1号の部分で見ますと、同じ金額となっております。ですので、給料表につい

ても同じ表を使っているということでございますので、決してこれ、表の段階で差がついていると、そういったものではございません。同じ給料の体系となっております。これも先ほど申し上げましたとおり、仕事の内容と労働事務の量、そういったものを勘案して設定されておりますので、適正な状態であるというふうに認識しておりますのでよろしくお願いします。

（「女性職員が低いっていうのは」と言う者あり）

○総務企画部長（鈴木健） すみません。

で、女性職員が低い、これは全くそういうことはございません。採用に当たって会計年度任用職員、どうしても女性の方が多い状況です。ですので、これは働き方などそういったものを見まして、短時間勤務がその人に合った形ということで応募をされている方が、女性の比率が多いのではないかと、そういうふうに考えておりますので、決して制度的に男女、何か差があると、そういった形にはなっておりませんので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。4番安田健次郎議員

○4番（安田健次郎議員） ジェンダー平等の問題ね、立場っていうか採用される段階での、この間の議論もそうだけでもね、私はパートだからこのぐらいでいいやと、私はこのぐらいの条件でいいですと、それはそれでその条件はあると思うんですよ。でも、間違いなく全体の女性の給料というのは違うというのを私主張したいと思うのはね、視点の問題ですよ。人間としてね、暮らしとしてどうだかっていう立場を重視しなけりゃならない。なぜ今私ね、再任用の話出したか、質問したくなかったかというのはね、この間まで45万円の給料もらってで、再任用なった途端に30万でね、暮らしは3年か4年間、年金もらうまでの間ね、これ大変なんですよ。それで暮らさざるを得ないということでは、人間の暮らしなり、人間性そのものを尊重していくっていう建前も必要じゃないか、そのために給料があるんですよ。仕事のためにあるだけじゃないですよ。生きるためにあるんです。ここのひずみもまだあるんじゃないかと。

で、ジェンダーの問題もそうですよ。一概に10年働いて、同じ職場で、同じデスクでやってでね、それに差はないよ。そんなこと分かってますよ。でも、全体的に女性の給料が高いって言えますか。同等だって言えますか。全体的、会社だろうがどこ

だろうが、今、低いんですよ。そういうのも是正していくという立場をとらなきゃならないと。その要だわけではないんだけど、今の再任用の問題だってね、今言ったようにね、同じ過程で同じ暮らししてでね、ちょっとの違いで急に生活が困難になるっていうこともあり得るわけですよ。今の制度上、これ年金との絡みもあるからね、弊害なんだけども。だからそういう点ではね、やっぱり人間としてどう取り扱って、その人間を、有望なね、この業務に関わる職員の方々をね、英知をやっぱり結集していくという意味ではね、もう少し尊重する立場をとってもいいんじゃないかなと思って質問したんですけどもね、異論があったら教えてください。でなければ終わります。

○議長（小松穂積） 佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 恐縮ですけども、議員が何をおっしゃりたいのかよく分からないんですけどもね、確かにこれだけ、本市でなくても日本全国でジェンダーのことが話題になっているということは、それは様々な面で、これまで我が国がいろんな歴史をたどってくる中であったと思います、それは。男女の役割の違いというものが、それが日常生活から始まって、それから職場においても、社会全体においても、それはあったと思います。あったからこそ今こういう問題が非常にクローズアップされて、それではいけないというふうなことで言われているわけでございます。そういったものが最終的には給与なり賃金というものに跳ね返って行って、そういう形になっているということは、それはそのとおりかもしれません。

ただ、現実、今時点を見て、同一労働で同じ賃金を払っていないっていうことは、これ絶対ありませんので、ましてや市役所の中でそういうことはありませんので、それはしっかりと訂正してもらいたいです、本当にね。これが議事録に残りますからね。そうでなくても、男鹿市がいろんな職員を採用、大卒、それから社会人、高卒といっても、採用して、いやあこれは立派でいいなと、将来期待してるなという子がいっても、ほかが受かったということで辞退ということあります。そんな状況の中で、いやいやいや男鹿市は男女の差別しているのかと、思われるとこれ大変なことです、そんなことは絶対ありませんので、そこのところだけはしっかりと訂正していただきたい。

世の中全体に男女の全て均等かって言われたら、それは違うと思います。ジェンダー平等かといったら、それは違うと思いますけども、同じ労働の中で、同じ職場の中で、同じ賃金が払われていないというようなことになれば、これは大変な問題ですから、それは誤解ないようにしていただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の話でございますけども、一般質問で市長なり私がお答えしたのは、何か将来の不測の事態に備えて、今その会計年度任用職員を、じゃあひも付けしているのかというふうな、今そうふうな御発言でございました。そうでなくて、将来ともにコアな、正職員に任せなければいけない、通年を通してこの業務、最低限これだけはやらなきゃいけないというものについて正職員に任せているわけですよね。会計年度任用職員は、それに足らざる部分、もしくはいろんな災害ありました。この新しい調査出ました。こういう法律つくらなきゃいけないのでアンケートしなきゃいけないと、そういったものを、足りない部分を補ってもらうために基本的には1年間という年度を区切って採用させていただいていると。もしくは、職員が途中でリタイアしたとなったときに、いやいやここはもう1名職員を欠いておくわけにいかないということで、何とか会計年度任用職員を雇って、それでもってその穴埋めをして市民に御迷惑かけないようにするということでの職員なわけでございます。ですから、そういった職員が将来にわたって本当に正職員として雇えるかどうかとなれば、これはできるわけがございません。

先ほど議員がね、三浦議員と同じような思いで、同様の趣旨でといいますか、賛同して私質問すると言いましたけども、我々執行部側が理解しているのは、多分三浦議員はこの先、極めて財政状況が厳しくなるのは明らかだろうと。で、一人一人の職員の給与も上がることはあっても下げることはないだろうと。そうした中で人件費が膨らんでいけば、様々な面でいろんな市民サービスにも影響するだろうから、いま一度その人件費をぎゅっと締めることはできないかもしれないけども、一人一人のパフォーマンスを上げて、しかも組織としてもっと最大の成果が出るような形での組織の在り方というものをもう一度見直したらどうかと、それをすべきだというふうな御提案なわけですね。基本にあるのは、人件費が大変だという話ですよ。ですから、それを、もう何もかにも全員、職員を増やしていけるとすれば、それは楽かもしれませんが、それは男鹿市の財政状況では許しませんし、ほかの自治体もそうですし、国

全体も許さないわけですよ。その中でどうやってやっていくかという話ですよ。私はそういうふうに理解しましたけども。

ということで、いろいろな先進事例について、今、議員から御紹介ありました。私もそういうところ一生懸命勉強して、議員の思いにお応えできるように頑張りますのでよろしくお願いします。

○議長（小松穂積） さらに質疑ありませんか。4番安田健次郎議員

○4番（安田健次郎議員） 男女平等の同一賃金、同一労働のね、違いは、市の中にあるって私一回も言ってませんよ。この間の一般質問で、私それは十分注意してますよ。2回ほど言ってますよ。議事録見てもし駄目だったら私は訂正の申出しますけれどもね、気をつけてますよ。同じ職場で同一の仕事で給料の差別あるってのは言ってない。全体的に女性の給与と男性の給与というのは違いがあるよと。全体的にね、私は。そういう観点もあるので、ジェンダー平等という観点もね、これからは改善しなきゃならないという趣旨の質問をしたつもりです。決して、議事録でそう私が言うてるんだとすれば、これは直します。同一賃金、同一労働、その差別があるとは断定はしてません。この間から気をつけてます。今日もそんなことは言ってません。ただ、全体的にそうだと。

で、財政の問題でね、これから大変だということも三浦議員が言ってますけども、それはそうでしょう。だからってね、今の制度を温存する、改善しないという立場をとられないわけでもないでしょうと。人間性として、昨日まで35万円で暮らしていた人がね、明日から30万円で働かなきゃならない現状というのはね、人にとってはね、厳しいだろうと。そういうところも改善していかないと、英知を結集していくという意味ではね、大変なんじゃないかなというふうに私は考えてますので、その点についてはどうなのかということなんです。

○議長（小松穂積） 暫時休憩します。

午前11時41分 休 憩

午前11時42分 再 開

○議長（小松穂積） 再開します。

佐藤副市長

【副市長 佐藤博 登壇】

○副市長（佐藤博） 議員の全体で男性と女性の給与が違いうだろうっていう、それよく意味が分からないんですよね。例えば、男鹿の市役所にいる正職員の男女比は、これは全然違います。ですから、給与全体、じゃあ男鹿の市役所の給与費の全体の占める男女のやつは同じですかって言ったら違うわけです、人数違いますしね。仮に同じであっても役職違えばやっぱり違います。ですから、それを比べて何か意味があるのかということですね。同一労働、同一賃金でなってるのかと、なっていなければそれはおかしいでしょうっていう話、それが私はジェンダーギャップだと思いますよ。

それともう一つ、再任用の職員について、明日から再任用なりますと。今までもらってる給料もらえなくて困るでしょうと。果たして、今までもらっている給料をずっともらい続けることで、市民が、皆さんが理解してもらえますかね。私は理解してもらえないと思います。

以上です。

○議長（小松穂積） ４番安田健次郎議員の質疑を終結いたします。

○４番（安田健次郎議員） 宿題だ。終わります。

○議長（小松穂積） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第９３号から第９６号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、総務委員会に付託いたします。

日程第４ 予算特別委員会付託

○議長（小松穂積） 日程第４、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第９７号から第１０５号までについては、予算特別委員会へ付託することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第９７号から第１０５号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

休会の件

○議長（小松穂積） 以上で本日の議事は終了いたしました。

お諮りいたします。１２月９日から１６日までは議事の都合により休会いたしたい
と思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、１２月９日から１６日までは議
事の都合により休会とし、１２月１７日、午後２時より本会議を再開し、各委員長の
報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時４５分 散 会

議 案 付 託 一 覧 表

総 務 委 員 会

- 議案第 7 9 号 字の区域の変更について
- 議案第 8 9 号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 議案第 8 1 号 財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 議案第 9 3 号 男鹿市一般職の職員の給与に関する条例及び男鹿市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 4 号 男鹿市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 5 号 男鹿市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 9 6 号 男鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第 7 4 号 男鹿市立学校給食共同調理場等設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 6 号 男鹿市立保育園等の指定管理者の指定について
- 議案第 8 2 号 船越こども園新築工事請負変更契約の締結について

産業建設委員会

- 議案第 7 5 号 男鹿市水道事業布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 7 7 号 男鹿総合観光案内所の指定管理者の指定について
- 議案第 7 8 号 男鹿温泉交流会館五風の指定管理者の指定について

予算特別委員会

- 議案第 83号 令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第5号）の専決処分について
- 議案第 84号 令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第 85号 令和6年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 86号 令和6年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 87号 令和6年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 88号 令和6年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第 89号 令和6年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 90号 令和6年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 91号 令和6年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第1号）について
- 議案第 92号 令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第 97号 令和6年度男鹿市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第 98号 令和6年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第 99号 令和6年度男鹿市診療所特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第100号 令和6年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第101号 令和6年度男鹿市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第102号 令和6年度男鹿みなと市民病院事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第103号 令和6年度男鹿市上水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第104号 令和6年度男鹿市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 議案第105号 令和6年度男鹿市下水道事業会計補正予算（第3号）について

